令和元年１１月大木町農業委員会
総会議事録

1. **開催日時**　　令和元年 11 月 11 日（月）　午前９時 30 分から

2. **開催場所**　　大木町役場　３階　第１会議室

3. **総会構成員現在総数**　18 名

4. **出席委員**　　（17 名）
　　１番　北島　みゆき
　　２番　井手　正宏
　　３番　山縣　吉子
　　５番　廣松　政則
　　６番　山城　都行
　　７番　松本　久吉
　　８番　松永　靜義
　　９番　野口　大空
　　１０番　黒田　安利
　　１１番　山口　伸一
　　１２番　久良木　勝昌
　　１３番　牟田　清人
　　１４番　田中　良房
　　１５番　川村　公人
　　１７番　真辺　恵子
　　１８番　松永　一完
　　１９番　眞崎　萬次（会長）

5. **欠席委員**　（１名）
　　１６番　松枝　由朗

6. **農業委員会事務局職員**
　事務局長　　廣松　栄治
　係　　長　　荒巻　信二
　書　　記　　北原　俊佑

7. **議事内容**
　1．議事
　　１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
　　２）農地法第３条の許可申請について
　　３）農地法第５条第１項の許可申請について
　　４）あっせん譲受希望申込みについて
　　５）大木町農用地利用集積計画に決定について

8．会議の概要

議　長	皆さん、こんにちは。 まずは、台風 15 号、19 号の被害に遭われました方々にお見舞い申し上げます。お亡くなりになられた方々にはお悔やみ申し上げます。 大木町においては自然災害の直接的な被害は少なかったようですけど、実際、作物・米の収量が例年よりかなり減少ということで、報告を受けておりますので自然災害が全くなかったという状況ではなかったというふうに思っております。 まず、欠席届が出ております。16 番委員、松枝由朗さんより欠席届が出ております。 大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、11 月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。 本日の議事録署名人を（６番委員）山城委員（７番委員）松本委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。地元委員の川村委員の意見をお願いします。
川村委員	申請者の〇〇から相談がありまして、〇と〇〇の関係で経営はアスパラガスの農地の取得もされておるということで、別に問題はないと思いますので宜しくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題とします。
整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　11月７日午前中に事務局２名と山城委員とそして私と現地調査に行って参りました。先程事務局の方が説明したとおりでございますけど横に田んぼが500～600㎡ほどありますけど、ここにアパートの敷地内の水が流れ込むとか、そういうことはありません。何故なら側溝を設置するそうでありまして、北側の方には幅６m位の水路がございます。こちらの方へ流れていくことになりますので、農地の方には影響はありません。
この許可申請については認めて良いと思います。以上です。

議　長　　つづきまして、地元委員の井手委員の意見をお願いします。

井手委員　　先程、現地調査委員さんと事務局の説明があったとおり大角〇〇〇番地〇ここが大角西の〇〇〇です。〇〇〇の前なので、これは周辺農地には全く影響しません。極端に言えばこのまま放っておけば、耕作放棄地になる様な所です。ただ管理されていた所で何ら問題がないと思います。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。あっせんの譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければならないので、この申し込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

松永靜義委員　　〇〇〇〇さんの年齢を見せていただくと、〇〇歳ということで元気ではありますが、家族の状況を見てみますと息子さんが 60 歳でおられますので、私としては 60 歳の息子さんをあっせんの譲受希望者にしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか？

事務局　　息子さんが 60 歳で、まだお勤めをされているということで斡旋になると年間 150 日以上の農業に従事するという所で、そこまで農業従事日数がないのではないかと本人からもお話があっております。〇〇さんの方がコンバインや機械にも乗って元気にされてあり、将来的には息子さんの方が後継者という事で継がれるというお話だったのですが、あっせん名簿に載せるのはできないです。

松永靜義委員　　もうすぐ定年ならば息子さんがよいのでは？また相続しないといけない。
事務局はその辺りをアドバイスいないといけないのでは？

事務局　　あっせん基準にある農業の年間従事日数が年間そこまでないとおっしゃられてあったので。

松永靜義委員　　年齢制限はないのか？

事務局　　年齢制限は以前撤廃されています。前は 65 歳までとあったようですが。
70 歳をこえて十分農業に従事できる人があっせんを受けられない状況になってきて、上限をはずしたという経緯があったと聞いています。

松永靜義委員　　面積が前は 90ａ以上ないといけなかったと思いますが？ここは 70ａしかないですが。

事務局　　農地を買い足した後に 8,100 ㎡超えれば問題ないです。

松永　靜義委員　　同一家族なら良いのですか？

事務局　　３条で買うのであれば大丈夫なのですが、あっせんにかけて中間管理機構を通して売買したいということなので譲り受けの希望申込みをしておかないと対象にならないということです。
　野口委員からご説明がありましたとおり状況的には譲り受けして耕作したいと。ただそのほ場に関しては先程言われるように誰も作り手がいないという状況だからこの方に譲っていただくということです。

松永靜義委員　　次の○○○○さんも○○㎡しかないようですが合わせて○○㎡になるわけですよね。所有権移転する場合、認定農業者になっておけば、あっせん譲受名簿に載せなくていいのではないか。

事務局　　あっせんを受ける場合は、この名簿に登録というのが条件としてあるので。

松永靜義委員　　中間管理も農業経営基盤強化法も変わらないですよね？

事務局　　一つは何故中間管理機構を通すかというところもありますが、お金の受け渡しを公的機関が途中に入って橋渡しをすることで、個人間の売買になるとお金を払わないとか、そういう問題を防げます。
　あと一つは所有権移転や登記関係ですね。そういうのも中間管理機構が手続きをしてくれるので本人達はしなくてよくなります。そういうのもあって、大木町は中間管理機構を通して農地の売買を行っております。

議　長　　他にご意見ございませんか？
　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
　議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。
　次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。それでは質疑に入ります。
　皆さんのご意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
　議案第５号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め議案第５号を承認することを決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
有難うございました。